

千葉県条例第 号

千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年千葉県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは、「100分の192.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議案説明

平成21年6月に支給する議員の期末手当を暫定的に引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。